

大阪府教育庁建設工事条件付一般競争入札実施要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪府建設工事条件付一般競争入札実施要綱(以下「要綱」という。)に基づき、大阪府教育庁(以下「教育庁」)が発注する建設工事で、要綱第4条第2項の規定により必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 同時に公示する工事 要綱第4条第1項第4号の公告の日(以下「公示日」という。)が同一の工事をいう。
- 二 同時期に公示する工事 公示日が異なり、公示日から開札までの期間の一部が重複する工事をいう。
- 三 工事金額 設計金額(消費税額込み)をいう。
- 四 入札参加制限工事 同時及び同時期に公示する工事のうち電子入札公告に記載する入札の参加を制限する工事をいう。
- 五 入札の辞退 事由の如何にかかわらず入札書の提出がないことをいう。
- 六 格付等級 工事種別ごとの等級をいい、毎年1月31日時点で有効な建設業法第27条の23の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」をいう。)の結果をもとに等級区分を行ったものをいう。
- 七 区分評点 経営事項審査の建設工事の種類それぞれの総合評定値(大阪府建設工事競争入札参加資格認定時点のもの)、ただし大阪府内に建設業法施行規則第6条の主たる営業所を有する者(以下「府内業者」という。)に対しては総合評定値に100点を加算した点数をいう。
- 八 受注希望工種 別表3左欄に掲げる工種をいう。
- 九 建設工事の種類 別表3右欄に掲げる建設工事の種類をいう。
- 十 工事種別 下表に掲げる工事をいう。
- 十一 一般工事 下表左欄の工事種別をいう。
- 十二 専門工事 下表右欄の工事種別をいう。
- 十三 特殊工事 下表右欄の工事種別をいう。

○工事種別

一般工事	専門工事	特殊工事
土木一式工事 舗装工事 建築一式工事 電気設備工事 管工事(機械設備工事・空調設備工事・衛生設備工事) 埋蔵文化財発掘調査工事	建物撤去工事 フェンス工事(防球ネット改修等) 塗装工事 防水工事 スポーツ施設工事(グラウンド整備工事) 建具工事(建具のみの改修) 消防施設工事 電障対策工事 電気通信工事	エレベーター棟増築工事 アスベスト対策工事 昇降機設置工事 その他特殊工事(上記以外の特殊工事をいう。)

第2章 入札参加資格

(対象工事に対応する工事種別の等級等)

第3条 対象工事の工事種別における入札参加が可能な者の区分は次のとおりとする。

- 一 土木一式工事、舗装工事、建築一式工事及び埋蔵文化財発掘調査工事における単体企業、経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）及び組合の等級については、別表1-1の左欄の工事金額に応じた同表上段の大阪府建設工事入札参加資格における格付等級を基本とする。
 - 二 電気設備工事及び管工事（機械設備工事・空調設備工事・衛生設備工事）の等級等については、別表1-2による。
 - 三 特殊工事の等級等については工事案件ごとに定める。
 - 四 専門工事については、別表2の左欄の工事金額に応じた同表上段の区分評点による。
- 2 一般工事における特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）の等級については、発注状況等を考慮して工事案件ごとに定めるものとする。
 - 3 前2項の規定により難しい場合における等級等については、別に定める。

（受注希望工種）

- 第4条 当該年度における受注希望工種を指定する工事への入札の参加は、別表3に定める受注希望工種のうち、一つの受注希望工種に限るものとする。
- 2 受注希望工種の変更は年度途中において1回に限り認める。ただし、受注希望工種を指定する工事の入札に入札書を提出した（入札書不着の場合を含む。）以降は、当該年度内においては変更を認めない。
 - 3 当該年度において、一つの受注希望工種の入札に参加して入札書を提出した場合、以降の異なる受注希望工種に参加した入札は全て無効とする。
 - 4 特殊工事への入札の参加については、前3項の規定は適用しない。

（応募可能業者地域）

- 第5条 一般工事の入札に参加する者の応募可能な地域は別表4によるものとし、一般工事を除く工事については発注状況等を考慮して工事案件ごとに定めるものとする。また、一般工事において発注状況等を考慮して応募可能地域を拡大することができる。
- 2 前項の入札に参加する者の所在地は、大阪府建設工事入札参加資格申請の際に届け出た大阪府と契約する営業所の所在地とする。

（建設業の許可区分）

第6条 要綱第4条第1項第4号に規定する建設業の許可区分における対象工事の工事金額は、下表のとおりとする。

工事種別(工事内容)		工事金額(税込み)	
		特定建設業又は一般建設業の許可	特定建設業の許可
(1)	建築一式工事、エレベーター棟増築工事、アスベスト対策工事	1億2千万円未満	1億2千万円以上
(2)	土木一式工事、舗装工事、建物撤去工事、フェンス工事(防球ネット改修等)、塗装工事、防水工事、スポーツ施設工事(グラウンド整備工事)、建具工事(建具のみの改修)その他特殊工事	1億円未満	1億円以上
(3)	電気設備工事、管工事(機械設備工事・空調設備工事、衛生設備工事)、消防施設工事、電障対策工事、電気通信工事	1億5千万円未満	1億5千万円以上
(4)	埋蔵文化財発掘調査工事	5千万円未満	5千万円以上
(5)	昇降機設置工事	全て	

(工事实績等)

第7条 工事实績を求める工事は、別に定める大阪府教育庁条件付一般競争入札工事实績条件取扱基準によるものとする。

- 2 入札参加資格要件で求める工事实績は、当該工事と同種類別の工事を元請けとして施工した実績（共同企業体で入札参加する場合は、共同企業体の構成員のいずれかが元請けとして施工した工事实績。組合で入札参加する場合は、組合又は組合の組合員のいずれかが元請けとして施工した工事实績。）とする。ただし、建築一式工事及び土木一式工事を除く一般工事、特殊工事及び専門工事においては、下請負業者としての工事实績も認めるものとする。
- 3 その他、工事の内容に応じて大阪府教育庁条件付一般競争入札工事实績条件取扱基準の規定以外に工事实績を求めることができる。

(配置技術者)

第8条 入札に参加する者は、当該工事における建設工事の種類に応じた建設業法第26条に規定する監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を配置できる者であることとする。

- 2 第6条第一号の適用を受ける工事にあつては、建設業法第26条に規定する監理技術者を配置しなければならない。特定JV又は経常JVで入札に参加する場合は、構成員のうち1者が監理技術者を他の構成員が主任技術者を配置しなければならない。
- 3 監理技術者の直接的かつ恒常的雇用関係を確認する対象工事は、第6条第一号に規定する工事とする。

(受注回数制限)

第9条 入札に参加する者は、当該年度に教育庁が発注した工事（特殊工事、専門工事及び随意契約による工事を除く。）の受注実績が無い者とする。

- 2 当該年度に教育庁が発注した工事の工事成績点が80点以上であった者については、工事成績点が80点以上あった工事と同じ工事種別の工事に限り入札を可能とし、前項の「受注実績が無い者」を「受注した回数が1回以内の者」と読み替えることとする。なお入札の日までに工事成績評定書の交付を受けた者に限ることとし、その評定点が79点以下であった場合又は交付日が当該入札日を超えていた場合は、その者が行った入札は無効とする。

(施工中工事の有無)

第10条 落札者となった日から工事完成検査日までの期間の工事（以下「施工中」という。）の請負者の入札参加制限を行うものとする。

- 2 入札に参加する者は、入札参加申請書の提出から落札決定までに、教育庁が発注した工事（昇降機設置工事、その他特殊工事及び随意契約による工事を除く。）を施工中でないこととする。

(重複参加)

第11条 入札参加制限工事には、複数の入札書を提出できないものとする。ただし、府内業者（特定JV及び経常JVにあつては全ての構成員が府内業者である場合、組合にあつては組合の所在地が大阪府内にある場合）にあつては、同時及び同時期に公示する入札参加制限工事のそれぞれに2件の入札書を提出（以下「重複参加」という。）することができるものとする。

- 2 前項により重複参加を認める工事については、電子入札公告に入札参加制限工事として工事名称を明記するものとする。
- 3 重複参加を認める場合において、同時及び同時期に公示するそれぞれの入札参加制限工事に3件以上の入札書を提出した者は、当該の入札参加制限工事の全ての工事の入札は無効とする。
- 4 重複参加した者が、開札順位の早い工事を落札した場合、他の一方の工事の入札は無効とする。

なお、重複参加した者が2件の落札対象者となる場合、開札順位の早い工事から落札決定を行い、落札した工事以外の全ての工事の入札は無効とする。

(同時に公示する工事への複数参加)

第12条 この章の規定に適合し、入札説明書に記載された資格等を有する者は、同時に公示する工事について、複数の工事の入札に参加(以下「複数参加」という。)できるものとする。

(同時期に公示する工事への複数参加)

第13条 この章の規定に適合し、入札説明書に記載された資格等を有する者は、同時に公示する工事と同時期に公示する工事について、複数の工事の入札に参加(以下「複々数参加」という。)できるものとする。

(複数参加等における入札の取扱いについて)

第14条 同時に公示する工事及び同時期に公示する工事への複数参加の入札の取扱いについては、以下の各号の規定による。

- 一 同時に公示する工事に複数参加した者が、開札順位の早い工事を落札した場合、他の全ての工事の入札は無効とする。なお、複数参加した者が2件の落札対象者となる場合、開札順位の早い工事から落札決定を行い、落札した工事以外の他の全ての工事の入札は無効とする。
- 二 同時期に公示する工事に複々数参加した場合において、前号により落札の決定がなされた場合は、同時期に公示された他の工事の全ての入札参加資格を失うものとし、その者が行った入札は無効とする。
- 三 前各号は、同種の工事ごとに適用する。

(複数参加等に関する規定の適用除外)

第15条 昇降機設置工事については、前条各号の規定を適用しない。

第3章 雑則

(数量公開)

第16条 数量公開の対象工事における参考数量書は、参加資格確認通知書により参加資格有りと通知された者に対し、システムにより公開する。

(職員数の確認)

第17条 次の各号に掲げる工事については、経営事項審査時点からの職員数の変動状況の確認を行うものとする。

- 一 工事金額が3億5千万円以上の建築一式工事
- 二 工事金額が1億8千万円以上の土木一式工事
- 三 工事金額が1億円以上の電気工事、管工事及び昇降機設備工事
- 四 工事金額が1億円以上の埋蔵文化財発掘調査工事
- 五 工事金額が5千万円以上の舗装工事

2 前項の確認の方法に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第18条 この要領と電子入札公告が相違する場合は、電子入札公告を優先する。

- 2 本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は、府立学校等の工事関係は大阪府教育庁競争入札審査会(学校施設部会)又、埋蔵文化財発掘等の工事関係は大阪府教育庁競争入札審査会(文化財保護部会)に諮って決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。
- 3 この要領は、平成 22 年 5 月 31 日から施行する。
- 4 この要領は、平成 23 年 2 月 15 日から施行する。
- 5 この要領は、平成 25 年 2 月 28 日から施行する。
- 6 この要領は、平成 26 年 2 月 28 日から施行する。
- 7 この要領は、平成 28 年 3 月 14 日から施行する。
- 8 この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。
- 9 この要領は、令和 3 年 3 月 31 日から施行する。
- 10 この要領は、令和 4 年 2 月 16 日から施行する。
- 11 この要領は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。
- 12 この要領は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

〔別表 1 - 1〕

○ 当該等級 (単体企業、経常 JV、組合)

(1) 土木一式工事

格付等級	AA	A	B	C	D
工事金額					
13 億 5 千万円以上	○				
3 億 5 千万円以上 13 億 5 千万円未満		○			
9 千万円以上 3 億 5 千万円未満			○		
2 千万円以上 9 千万円未満				○	
2 千万円未満					○

(2) 舗装工事

格付等級	A	B	C
工事金額			
2 千 5 百万円以上	○		
1 千万円以上 2 千 5 百万円未満		○	
1 千万円未満			○

(3) 建築一式工事

格付等級	AA	A	B	C	D
工事金額					
15 億円以上	○				
8 億円以上 15 億円未満	○	○			
6 億円以上 8 億円未満		○			
1 億 8 千万円以上 6 億円未満			○		
5 千万円以上 1 億 8 千万円未満				○	
5 千万円未満					○

(4) 埋蔵文化財発掘調査工事

工事金額		土木格付等級				
		AA	A	B	C	D
3 億円以上		○				
1 億円以上	3 億円未満		○			
2 千万円以上	1 億円未満			○		
2 千万円未満					○	○

[別表 1 - 2]

○ 当該等級 (単体企業、経常 JV、組合)

電気設備工事、管工事 (機械設備工事・空調設備工事・衛生設備工事)

工事金額		電気・管格付等級			
		A	B	C	D
2 億円以上		○			
5 千万円以上	2 億円未満		○		
2 千万円以上	5 千万円未満			○	
2 千万円未満					○

[別表 2]

○ 当該等級 (単体企業)

専門工事

工事金額		区分評点			
		840 点以上	840 点未満 760 点以上	760 点未満 690 点以上	690 点未満
1 億 5 千万円以上		○			
1 億 5 千万円未満		○	○		
7 千万円未満		○	○	○	
3 千万円未満		○	○	○	○

※区分評点

①府内業者は、経営事項審査総合評定値に 100 点を加算したものとする。

②府外業者は、経営事項審査総合評定値とする。

【別表3】

受注希望工種	工 事 種 別 (工事内容)	大阪府への登録業種
土木	土木一式工事	土木一式工事
	埋蔵文化財発掘調査工事	
建築	建築一式工事	建築一式工事
撤去	建物撤去工事	解体工事
フェンス	フェンス工事 (防球ネット改修等)	とび・土工・コンクリート工事
電気	電気設備工事	電気工事
	電気通信工事	電気通信工事
	消防施設工事 (火災報知設備等)	消防施設工事
管	管工事 (機械設備工事・空調設備工事・衛生設備工事)	管工事
	消防施設工事 (消火設備等)	消防施設工事
塗装	塗装工事	塗装工事
防水	防水工事	防水工事
スポーツ施設 (グラウンド整備)	スポーツ施設工事 (グラウンド整備工事)	土木一式工事
建具	建具工事 [建具のみ改修]	建具工事
電障	電障対策工事	電気通信工事

【別表4】等級別応募可能業者地域一覧表

- ① 単体企業で応募の場合
 - ・ 府内業者、府外業者の所在地を適用する。
- ② 経常JVで応募の場合
 - ・ 府内業者と府外業者の組み合わせの場合は、府内業者の所在地を適用する。
 - ・ 府内業者同士の組み合わせの場合は、いずれかの所在地とする。
- ③ 組合で応募の場合
 - ・ 組合の等級と所在地を適用する。

【土木一式工事、建築一式工事】

業者等級	工事場所区分	応募可能な業者の所在地区分
AA A B	府内全域	府内全域
C D	府内全域	案件ごとに設定する。

【電気設備工事、管工事（機械設備工事・空調設備工事・衛生設備工事）】

業者等級	工事場所区分	応募可能な業者の所在地区分
A B C D	府内全域	府内全域

【埋蔵文化財発掘調査工事】

業者等級	工事場所区分	応募可能な業者の所在地区分
AA A	府内全域	府内全域
B	池田土木事務所管内 茨木土木事務所管内 枚方土木事務所管内 八尾土木事務所管内	大阪市内①、池田土木事務所管内、茨木土木事務所管内、枚方土木事務所管内、八尾土木事務所管内
	富田林土木事務所管内 鳳土木事務所管内 岸和田土木事務所管内	大阪市内②、富田林土木事務所管内、鳳土木事務所管内、岸和田土木事務所管内
	大阪市内①	大阪市内全域、池田土木事務所管内、茨木土木事務所管内、枚方土木事務所管内、八尾土木事務所管内
	大阪市内②	大阪市内全域、富田林土木事務所管内、鳳土木事務所管内、岸和田土木事務所管内
C D	府内全域	工事案件ごとに定める。

大阪市内の地域割り

大阪市内①	東淀川区、淀川区、西淀川区、北区、福島区、此花区、旭区、鶴見区、城東区 都島区
大阪市内②	中央区、東成区、生野区、平野区、天王寺区、阿倍野区、西区、東住吉区、港区、浪速区、大正区、西成区、住吉区、住之江区

土木事務所管内の市町村区分

池田土木事務所管内	池田市、豊中市、箕面市、豊能町、能勢町
茨木土木事務所管内	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町
枚方土木事務所管内	枚方市、寝屋川市、守口市、門真市、大東市、交野市、四條畷市
八尾土木事務所管内	東大阪市、八尾市、柏原市
富田林土木事務所管内	松原市、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市 太子町、河南町、千早赤阪村
鳳土木事務所管内	泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町、堺市内の各区は、当該管内に含むものとする。
岸和田土木事務所管内	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町